

子どもにとって利益になるか否か。 こんな発想が根底にある家族法改正です。

弁護士
角 大祐



家族法改正

令和6年5月、民法等の一部を改正する法律が成立し、家族法が大きく変わりました。この法改正では「共同親権」が最も注目されていますが、その他にも重要な改正がいくつかあります。

今回は、その中でも、祖父母など父母以外の親族と子（祖父母にとっては孫）との交流についてご紹介します。

法改正の背景と内容

現行法及び判例では、父母以外の親族からの子との面会交流の請求は認められていませんでした。そのため、祖父母と孫の面会交流については、調停や話し合いによる解決しか方法がありませんでした。

しかし、実態として父母と同等かそれ以上に子との愛着関係がある親族が存在することがあり、それらの親族と子との交流を維持することは子の利益に適うものと考えられます。

この度の法改正により、家庭裁判所は、面会交流の審判等において、「子の利益のために特に必要であると認めるとき」は、父母以外の親族と子との面会交流を

実施する旨を定めることができるようになりました。「子の利益のために特に必要であると認めるとき」とは、子と親族との間に親子関係に準じた親密な関係が形成されている場合などが考えられます。

父母以外の親族からの面会交流の審判の請求

また、父母以外の親族の中でも、子の直系尊属（祖父母、曾祖父母など）、兄弟姉妹、過去に当該子を監護していた者については、「他に適当な方法がないとき」に限り、自ら面会交流の審判を請求することができます。

「他に適当な方法がないとき」とは、父母の一方の死亡・行方不明等のため、父母間の協議・父母による申立てなどが期待できない場合が想定されています。

いつから施行か

今回の改正法の施行日は公布から2年以内となっているので、遅くとも令和8年5月24日までは施行されます。

副業に関する法律と手続き

社会保険労務士
杉田 優



雇用形態の多様化や家計補助のために働く人の増加等、現状を受けて、正社員や非正社員が複数の企業で働くこと（いわゆる副業）を認める動きがみられます。

1 副業の基本的考え方

労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的に労働者の自由です。そのため原則、副業を認める方向で検討することが適当ですが、新たに副業に関するルールを定める場合には、就業規則を変更する必要があります。

2 労働時間の管理

労働者が雇用される形で副業を行う場合は原則として、自社と副業先の労働時間を通算して管理する必要があります。労働時間の通算は、自社での労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社での労働時間とを通算することで行いますが、通算した結果、自社での労働時間が1週40時間又は1日8時間を超える法定外労働に当たる場合は、自社で割増賃金の支払いが必要となります。

3 副業と労災保険

労災保険については副業先においても強制的に加入す

ることになります。ただ、複数事業で働いている労働者については、各勤務先の会社で支払われている賃金額を合算したうえで給付基礎日額（休業補償等の算定基礎となる日額）が決定されます。また、脳疾患や精神障害等ストレスに起因する傷病の労災認定においては、1社のみならず、複数の会社の業務全体の負荷が評価されます。

4 副業と雇用保険、社会保険

雇用保険は、その者の生計を維持するのに必要な「主たる賃金」を受ける会社においてのみ被保険者となるため、本業において既に雇用保険に加入している場合は、副業先での雇用保険加入義務は生じません。

一方、社会保険については、副業の就労状況（労働時間、賃金等）が社会保険の加入要件に該当する場合は、副業先においても社会保険に加入する必要があります。保険料については、自社と他社で支払われている賃金を合算し、各社の賃金比率で保険料を案分します。ご不明な点はこちらをご覧ください。